

令和5年度 第2回

鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 策定・管理委員会

議 事 資 料

	ページ
(1) 日常生活圏域について.....	1～7
(2) 基本的な目標と重点課題(案)について.....	8～11
(3) 施策の展開(案)について.....	12～40
(4) 介護保険サービスの見込量の基本的な考え方について.....	41～42

(1) 日常生活圏域について

第3編 日常生活圏域

1 日常生活圏域設定の考え方

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、各市町村の地域の実情に応じて、目指すべき地域包括ケアシステムを深化・推進することを念頭において定めることとされています。

本市では、総合計画の地理的条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流範囲等の諸条件を踏まえた地域・地区割りを参考にするとともに、高齢者人口や面積、地区民生委員・児童委員協議会の地区割り等を考慮して、日常生活圏域を設定しています。

第8期計画では、17の日常生活圏域毎に設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域密着型サービス事業所等の整備を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を整え、各種取組を推進してきました。

また、各圏域においては、地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有や地域ネットワークの構築等を行っています。

今後も、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢化はさらに進行していく見込みであることから、これまで各圏域で行ってきた取組を、より一層推進していく必要があるため、第9期計画においても、引き続き、17の日常生活圏域を設定し、各圏域の実情に応じた各種取組を推進します。

【第9期計画における日常生活圏域図】



【第9期の圏域内訳】

圏域	町丁目名
中央	平之町、東千石町、西千石町、照国町、新町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町
上町	東坂元1～4丁目、清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、稲荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、易居町、名山町、山下町、中町、金生町、城山町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、本港新町、吉野町の一部(磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松)
鴨池北	高麗町、荒田1～2丁目、与次郎1～2丁目、下荒田1～4丁目、天保山町、鴨池新町、鴨池1～2丁目、郡元1～3丁目、真砂町、真砂本町
鴨池南	郡元町、南郡元町、東郡元町、三和町、紫原1～6丁目、西紫原町、南新町、日之出町、宇宿1～9丁目、新栄町、唐湊3～4丁目、中央港新町、向陽2丁目
城西	城山1～2丁目、新照院町、草牟田町、草牟田1～2丁目、玉里町、明和1～5丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1～2丁目、城西1～3丁目、鷹師1～2丁目、常盤町、常盤1～2丁目、西田1～3丁目、永吉1～3丁目
武・田上	武1～3丁目、田上町、西別府町、武岡1～6丁目、西陵1～8丁目、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、紫原7丁目、唐湊1～2丁目、向陽1丁目、広木1～3丁目、小野町の一部(西之谷)
谷山北	五ヶ別府町、山田町、中山町、桜ヶ丘1～8丁目、星ヶ峯1～6丁目、自由ヶ丘1～2丁目、皇徳寺台1～5丁目、中山1～2丁目、清和3丁目(旧中山町)
谷山中央	魚見町、東谷山1～7丁目、上福元町、小松原1～2丁目、東開町、希望ヶ丘町、小原町、谷山中央1～8丁目、清和1～4丁目(3丁目の旧中山町を除く)、西谷山1～4丁目(1～3丁目の旧下福元町を除く)
谷山南	下福元町、平川町、卸本町、南栄1～6丁目、七ツ島1～2丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、慈眼寺町、和田1～3丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目、西谷山1～3丁目(旧下福元町)
伊敷台	坂元町、西坂元町、玉里団地1～3丁目、若葉町、小野1～4丁目、下伊敷1～3丁目、伊敷台1～7丁目、下伊敷町
西伊敷	伊敷町、西伊敷1～7丁目、千年1～2丁目、小野町(西之谷を除く)、犬迫町、小山田町、皆与志町、花野光ヶ丘1～2丁目、伊敷1～8丁目
吉野	岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町(磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松を除く)、大明丘1～3丁目、吉野1～4丁目
桜島	野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町
吉田	西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡1～3丁目
郡山	花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町
松元	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町
喜入	喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町

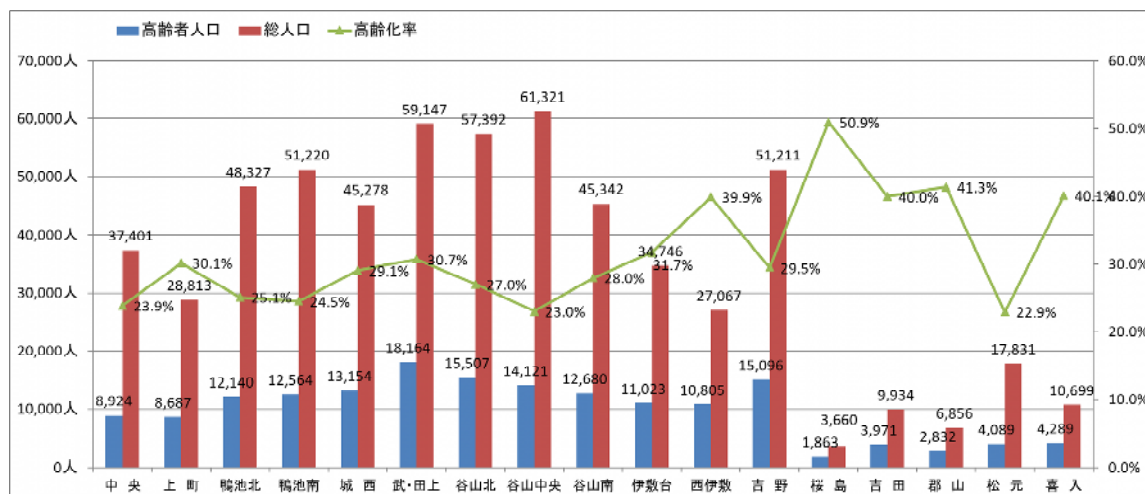
(注) 令和5年4月1日現在の町丁目名による

2 日常生活圏域ごとの現状

(1) 圏域別の人口及び高齢化率

圏域別の総人口は、谷山中央圏域が61,321人と最も多く、次いで武・田上圏域が59,147人となっています。高齢者人口では、武・田上圏域が18,164人と最も多く、次いで谷山北圏域が15,507人となっています。

また、総人口に占める高齢者数の割合である高齢化率は、30%以上の圏域が8圏域あり、桜島圏域が50.9%と最も高くなっています。

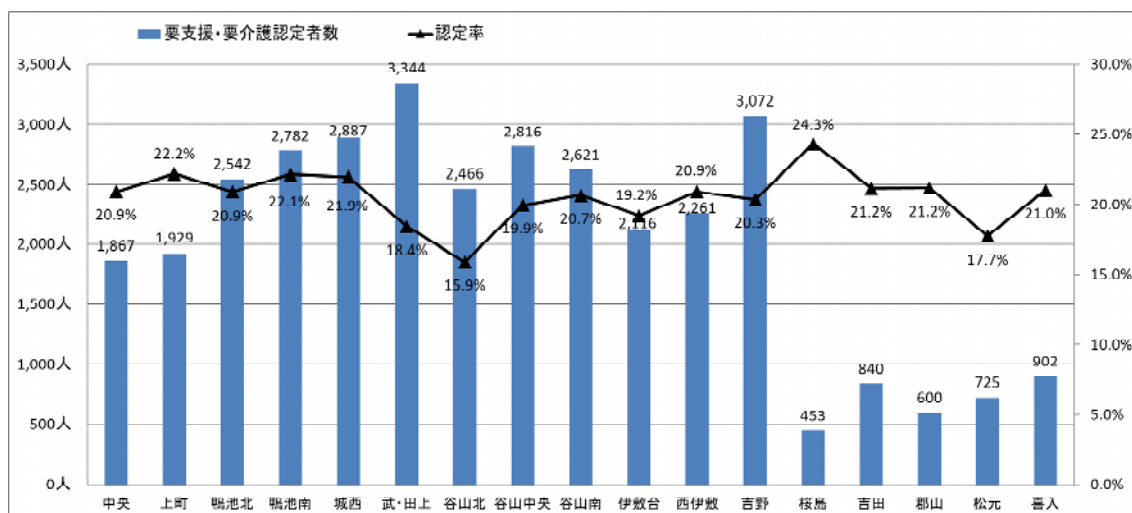


(注) 住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

(2) 圏域別の要支援・要介護認定者数と認定率

圏域別の要支援・要介護認定者数は、武・田上圏域が3,344人と最も多く、次いで吉野圏域が3,072人となっています。

また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合である認定率は、桜島圏域が24.3%と最も高く、次いで上町圏域が22.2%となっています。



(注) 令和5年3月末現在（認定者数には住所地特例対象施設入所者は含まない）

3 圏域別のサービス事業所及び地域包括支援センター設置状況

(1) 地域密着型サービス事業所及び地域包括支援センター (単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	2			2		1	2		2	1					1	13
夜間対応型訪問介護					1													1
認知症対応型通所介護		1	3	2	4	1	2	2		2	2	1		1	1			22
小規模多機能型居宅介護			2	1	2	2	2	6	1	1	2	3		1	2	3	1	29
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	6	5	10	11	7	9	11	13	12	9	3	14	1	6	5	4	3	129
地域密着型特定施設入居者生活介護			1				1	1										3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護(小規模特養)		1				1				1	2		1				1	7
看護小規模多機能型居宅介護	1	2	2	1		1	1				1	1						11
地域密着型通所介護	16	11	14	11	11	13	19	20	19	10	16	13		4	3	2	3	185
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	20
計	25	22	35	27	26	31	38	44	35	23	28	37	2	14	12	10	11	420

(注) 令和5年4月1日現在

(2) 介護サービス施設 (単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	3	2	2	1	4	6	3	7	2	4	6	1	1	1	1	2	47
介護老人保健施設 (老人保健施設)	1	2	1	1	3	2	1	3		1		3		1			1	20
介護医療院	2							2			1		1	1				7
計	4	5	3	3	4	6	7	8	7	3	5	9	2	3	1	1	3	74

(注) 令和5年4月1日現在

(3) 在宅サービス事業所 (単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
訪問介護(ホームヘルプ)	7	12	20	9	16	14	12	19	7	6	11	9	2	5	3	4	3	159
訪問入浴介護	1	1	1				2	2	1		1	1						10
訪問看護	7	9	14	7	10	8	3	14	3	3	6	7	1	1	1			96
訪問リハビリテーション	2			2	1	1	1	1				1		1				11
通所介護(デイサービス)	5	7	6	6	3	7	9	9	10	7	6	13	1	5	1	3	4	102
通所リハビリテーション(デイケア)	1	1					1	2			1							6
短期入所生活介護(ショートステイ)	1	3	2	2	1	3	6	4	6	2	5	6	1	1	1	1	5	50
短期入所療養介護(ショートステイ)								1										3
特定施設入居者生活介護		1	6			1	2		1	2		1				1	1	16
福祉用具貸与	3	1	4	5	2	5	4	6	5	2	2	5		2		2	1	49
特定福祉用具販売	4	1	4	4	2	5	4	6	5	2	1	5		2		2	1	48
居宅介護支援	10	17	19	13	12	11	11	9	13	8	12	13	2	5	4	3	5	167
計	41	53	76	48	47	55	55	73	51	32	45	61	7	22	10	16	25	717

(注) 1 令和5年4月1日現在
2 みなし指定を除く

(4) 介護予防・生活支援サービス事業所

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
予防型訪問介護事業所	6	10	17	9	13	12	10	12	5	7	10	8	2	4	3	4	2	134
生活支援型訪問介護事業所	3	4	9	3	2	5	5	3	2	4	5	2		3	1			51
予防型通所介護事業所	20	17	20	15	15	18	20	24	26	14	19	21	1	8	4	5	6	253
ミニデイ型通所介護事業所		1	5	2	2	2	2	2	1	1	5	2		2	1			28
運動型通所介護事業所	1		3		2	2	1	1	4	1	2	3		1		2	2	25
計	30	32	54	29	34	39	38	42	38	27	41	36	3	18	9	11	10	491

(注) 令和5年4月1日現在

4 圏域別の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

(1) 施設数

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
有料老人ホーム	6	9	14	9	5	5	18	25	21	7	8	14	0	6	4	8	9	168
特定施設		1	6				2		1	2						1		13
特定施設以外	6	8	8	9	5	5	16	25	20	5	8	14		6	4	7	9	155
サービス付き高齢者向け住宅	12	1	2	3	5	3	0	3	2	1	4	6	0	0	0	1	1	44
特定施設			1			1											1	3
特定施設以外	12	1	1	3	5	2		3	2	1	4	6				1		41
計	18	10	16	12	10	8	18	28	23	8	12	20	0	6	4	9	10	212

(注) 1 令和5年4月1日現在

2 特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

(2) 定員数

(単位：人)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
有料老人ホーム	167	221	649	244	100	102	397	676	420	103	315	466	0	119	71	173	180	4,403
特定施設		34	227				65		60	34						54		474
特定施設以外	167	187	422	244	100	102	332	676	360	69	315	466		119	71	119	180	3,929
サービス付き高齢者向け住宅	342	27	59	52	114	99	0	107	56	41	104	92	0	0	0	18	27	1,138
特定施設			20			30											27	77
特定施設以外	342	27	39	52	114	69		107	56	41	104	92				18		1,061
計	509	248	708	296	214	201	397	783	476	144	419	558	0	119	71	191	207	5,541

(注) 1 令和5年4月1日現在

2 特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

(2) 基本的な目標と重点課題(案)について

第4編 施策の体系

この計画では、高齢者保健福祉・介護保険施策を総合的に推進するため、計画がめざす基本的な目標を掲げるとともに、その実現のために重点的に取り組むべき課題を設定します。

第1章 基本的な目標

1 生きがいきづくり・社会参画の促進

- ・明るく活力に満ちた高齢期を過ごせるよう、生きがいきづくりや高齢者の社会参画促進の取組を充実します。

2 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

- ・在宅生活を支援する福祉サービスの充実や安全で住みよい環境づくりを推進し、高齢者の安心・快適な暮らしを確保します。

3 認知症対策・権利擁護の推進

- ・高齢者が地域で安心して暮らせるよう、認知症の人やその家族の視点を重視しながら支援するとともに、高齢者の権利擁護の取組を推進します。

4 介護予防・地域支援体制の充実

- ・地域の実情に応じた地域包括ケアの深化・推進を図るため、多様な主体による生活支援体制等を充実させるとともに、介護予防や保健予防・重症化予防の一体的な実施を推進します。

5 介護サービスの充実

- ・介護サービスの質的向上を図るとともに、介護給付の適正化などサービス提供のための体制づくりを推進し、介護サービスを充実します。

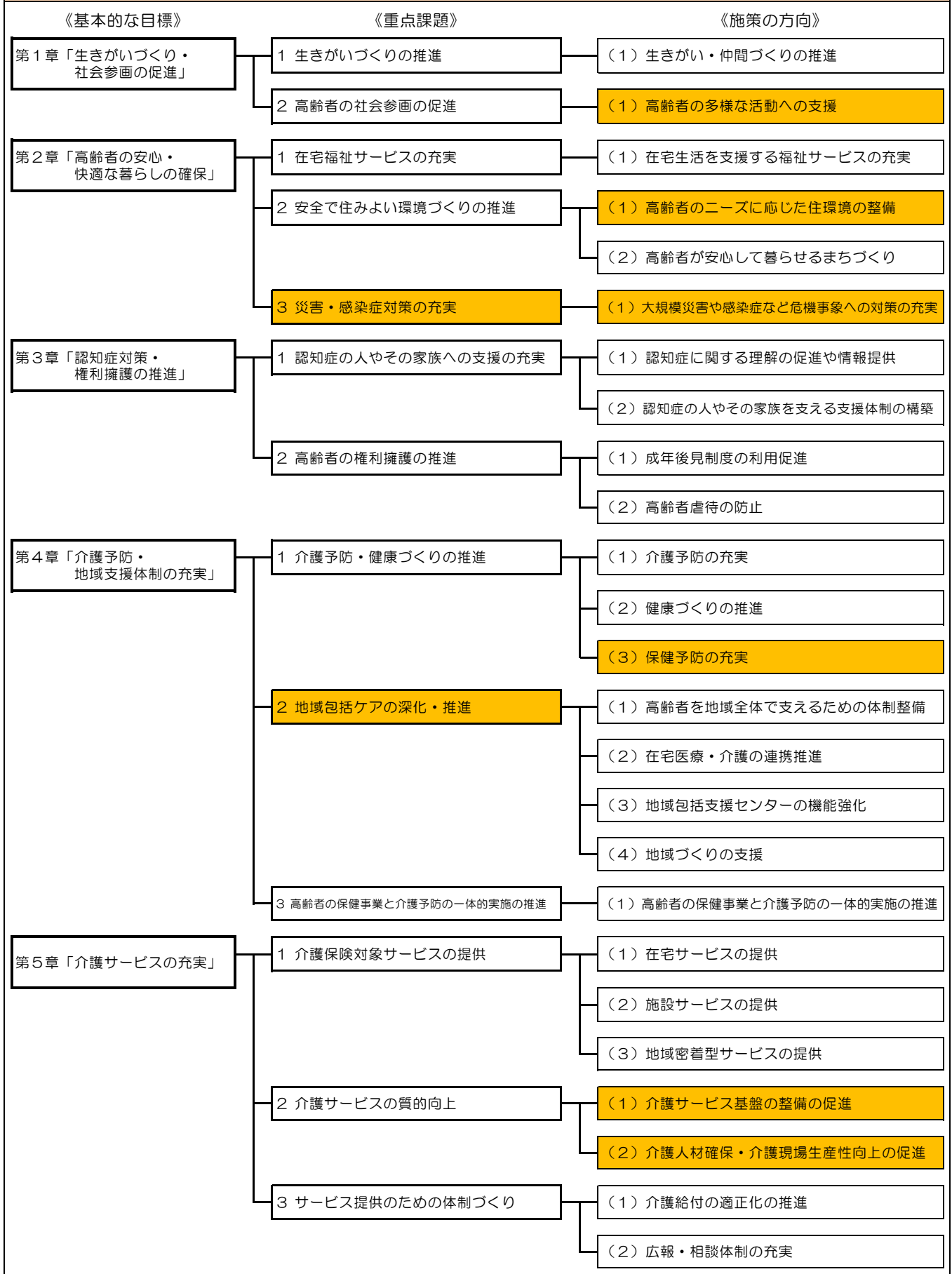
第2章 重点課題とそれに対する取組

これら5つの目標を達成するために、13の重点課題を掲げ、第5編に示す高齢者保健福祉・介護保険事業計画の各施策に取り組みます。

第8期計画の施策の体系



第9期計画の施策の体系（案）



(3) 施策の展開(案)について

第5編 施策の展開

第1章 生きがいづくり・社会参画の促進

1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがい・仲間づくりの推進

【現状と課題】

人生100年時代を見据え、高齢者をはじめ全ての人が生涯にわたって元気に活躍し続けられる社会が求められています。長くなる高齢期をより充実したものにするために、高齢者の生きがいづくりを推進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすため、外出の促進や高齢者同士のふれあい、世代間交流を図るための各種事業を実施し、高齢者の生きがい・仲間づくりを推進します。

【具体的取組】

敬老パス等の交付

- ・敬老パス交付事業
- ・すこやか入浴事業
- ・友愛パス交付事業
- ・友愛タクシー券交付事業

高齢者クラブ活動の推進

- ・老人クラブ補助金交付事業

高齢者福祉センター等の管理

- ・高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業

その他生きがい・仲間づくりの推進

- ・すこやか長寿まつり開催事業
- ・高齢者ゲートボール場等管理事業
- ・高齢者福祉バス運行事業
- ・敬老祝事業
- ・地域ふれあい交流助成事業
- ・愛のふれあい会食事業
- ・高齢者の元気応援協賛店登録事業
- ・すこやか温泉講座開催事業
- ・元気高齢者活動支援事業（再）

- ・高齢者いきいきポイント推進事業
- ・いきいきグリーンカレッジ開設事業
- ・高齢者生きがい支援広報強化事業
- ・公共施設等での使用料等の減免

(※(再)は主に位置づけられる施策の方向以外にも再度掲げる取組。以下、同じ)

2 高齢者の社会参画の促進

(1) 高齢者の多様な活動への支援

【現状と課題】

高齢化が進行する中、地域社会の活力を維持するためには、意欲のある高齢者が、それぞれの知識や経験を生かして、地域共生社会の重要な支え手、担い手として活躍することができる環境づくりが重要です。このため、高齢者の社会参画を支援するとともに、就労を促進していく必要があります。

【今後の方策】

明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、高齢者によるボランティア活動や生涯学習・スポーツ活動を推進するなど、高齢者の社会参画を促進するとともに、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるよう、生活・就労支援センターかごしまを活用し、シルバー人材センターとも連携して、就業機会の確保を図ります。

【具体的取組】

高齢者の社会参画支援

- ・元気高齢者活動支援事業
- ・高齢者いきいきポイント推進事業(再)

生涯学習の推進

- ・高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催
- ・地域公民館、生涯学習プラザにおける「かごしま高齢者生き生き元気塾」講座の開催
- ・高齢者指導者の育成

スポーツ活動の推進

- ・健康体力づくり、生きがいづくりのためのスポーツ活動の推進

ボランティア活動の推進

- ・健康づくり推進員支援事業（再）
- ・運動普及推進員支援事業（再）
- ・食生活改善推進事業（再）
- ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業

高齢者クラブ活動の推進

- ・老人クラブ補助金交付事業（再）

高齢者の就労促進

- ・高年齢者就業機会確保等事業
- ・就職困難者等雇用促進助成事業
- ・労政広報紙発行事業
- ・生活・就労支援センターかごしまの運営・活用
- ・女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業

第2章 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援する福祉サービスの充実

【現状と課題】

高齢者の多くは介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活を続けることを希望する一方、健康や介護のことなどこれからの生活に不安を感じています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、必要な福祉サービス（介護保険外サービス）等の充実を図っていく必要があります。

【今後の方策】

在宅での介護を必要とする高齢者やその家族、ひとり暮らしの高齢者等の保健衛生、福祉の向上や経済的負担の軽減及び介護による離職を防止し、高齢者が安心・快適に過ごせるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。

【具体的取組】

介護家族への支援

- ・紙おむつ等助成事業
- ・老人介護手当支給事業
- ・家族介護講習会等開催事業
- ・家族介護慰労金支給事業
- ・ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業

在宅介護の支援

- ・生活支援体制整備事業
- ・虚弱高齢者等福祉用具給付事業
- ・寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業
- ・寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業
- ・寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業
- ・特別障害者手当等支給事業

ひとり暮らし高齢者等への支援

- ・ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業
- ・高齢者福祉電話設置事業
- ・心をつなぐ訪問給食事業
- ・高齢者短期入所事業

- ・家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）事業
- ・エンディングノート作成事業

2 安全で住みよい環境づくりの推進

(1) 高齢者のニーズに応じた住環境の整備

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立し安心して安全な在宅生活を営むためには、住宅のバリアフリー化が必要とされています。このため、住宅のバリアフリー化をはじめとする高齢者が安心して安全な生活ができる住環境の整備を図る必要があります。

【今後の方策】

個人の既存住宅のバリアフリー化を支援するとともに、民間活力を生かしたサービス付き高齢者向け住宅等の整備を促進し、また、市営住宅においてもバリアフリー化を基本とした整備を進めます。このほか、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対して、集団指導を実施するなど、指導の充実を図るとともに、介護サービス相談員を派遣するなど、サービスの質の確保に努めます。

【具体的取組】

住宅のバリアフリー化

- ・高齢者住宅改造費助成事業
- ・住宅改修支援事業

高齢者向け住宅の環境整備

- ・高齢者住宅生活援助員派遣事業
- ・市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備
- ・市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給
- ・優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）
- ・セーフティネット住宅の登録促進

高齢者向け住宅の質の確保

- ・有料老人ホームに対する集団指導の実施
- ・有料老人ホームへの指導や立入検査の実施
- ・介護サービス相談員の派遣（再）

(2) 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを推進することが重要です。このため、高齢者が安心して外出できるよう、施設や交通機関等の安全性・利便性の向上を図る必要があります。

また、高齢化の進行に伴い、交通事故における高齢運転者による事故の割合が増加しているほか、消費生活相談件数の全体に占める高齢者の割合は依然として高く、今後も増加していくことが懸念されています。

【今後の方策】

高齢者が生活しやすいまちづくりを推進するため、建築物、道路等のバリアフリー化による安全性・利便性の向上や、高齢者への身体的負担の少ない交通環境づくりに努めます。

また、高齢者の特性等を踏まえた交通安全対策を推進するほか、消費者トラブルに関する相談対応や消費者啓発を行うとともに、関係機関と連携し、消費者被害の救済と未然防止を図ります。

【具体的取組】

建築物、道路等の環境整備

- ・ 高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進
- ・ 自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業
- ・ 市道バリアフリー推進事業

交通機関の利便性の向上

- ・ 敬老パス交付事業（再）
- ・ 友愛パス交付事業（再）
- ・ 友愛タクシー券交付事業（再）
- ・ 低公害低床型バスの運行
- ・ 超低床電車の運行
- ・ 公共交通不便地対策事業

高齢者の交通安全対策の推進

- ・ お達者クラブ交通安全教室事業
- ・ 高齢者運転免許自主返納サポート制度
- ・ セーフコミュニティの推進

消費者被害の未然防止

- ・消費生活相談事業
- ・消費者啓発事業
- ・A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業
- ・地域消費者サポーター育成事業

その他高齢者にやさしいまちづくりの推進

- ・安心安全パートナーシップ事業
- ・安心安全教育指導員設置事業
- ・交通バリアフリー基本構想推進事業

3 災害・感染症対策の充実

(1) 大規模災害や感染症など危機事象への対策の充実

【現状と課題】

これまで、大規模災害や、新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事象により、高齢者が犠牲となる事例が相次いでいます。

高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことや、感染症罹患時は重症化する危険性が高いことなどを踏まえ、今後も危機事象への対策が不可欠です。

介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておかなければなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のためにかかせないものであり、災害や感染症の発生時においてもサービス提供の継続が求められます。このため、日頃から関係機関や介護事業所等と連携し、災害や感染症への対策の充実を図る必要があります。

【今後の方策】

本市の「地域防災計画」・「新型インフルエンザ等対策行動計画」や、介護事業所等が作成する「非常災害対策計画」・「業務継続計画」等に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、介護事業所等での災害や感染症の対策に必要な物資の備蓄、設備等の整備を促進します。

また、介護事業所等における避難確保計画に係る実効性を高めるための運用支援を行うとともに、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄状況を定期的に確認するなど、関係機関等とも連携した取組を進めます。

【具体的取組】

災害への対策

- ・介護事業所等への災害対策に係る指導等の実施
（訓練や備蓄状況の定期的な確認の実施）
- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）
- ・社会福祉施設避難確保計画運用支援事業
- ・避難行動要支援者避難支援等事業
- ・自主防災組織育成促進事業

感染症への対策

- ・介護事業所等への感染症対策に係る指導等の実施
（研修や備蓄状況の定期的な確認の実施）
- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）
- ・感染症予防医療事業（再）
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画推進事業
- ・感染症に強いまちづくり推進事業
- ・感染症予防計画の推進

第3章 認知症対策・権利擁護の推進

1 認知症の人やその家族への支援の充実

(1) 認知症に関する理解の促進や情報提供

【現状と課題】

2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが、国民の責務と定められました。

こうした背景を受け、認知症の人やその家族が尊厳を保持しつつ希望を持って地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の更なる理解を深めるとともに、本人に必要なサービスがつながるよう適切な情報を提供する必要があります。

【今後の方策】

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスや認知症及びその予防に関する正しい知識の普及、相談窓口の周知等、情報提供に努めます。

また、情報提供に際しては、より多くの方に情報が届くよう手段等の改善に努めます。なお、施策の実施等に当たっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施することとされていることから、国の動向等を踏まえて必要な対応を行います。

【具体的取組】

認知症に関する理解の促進や情報提供

- ・ 認知症ケアパスの普及
- ・ 相談窓口の周知・広報
- ・ 世界アルツハイマー月間に合わせたイベントの開催
- ・ シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・ お達者クラブ運営支援事業（再）
- ・ すこやか長寿健康支援事業（再）
- ・ 認知症オレンジサポーター養成事業（認知症サポーターの養成、認知症介護教室）
- ・ 市政出前トークを活用した普及啓発

- ・福祉読本作成事業（再）

認知症に関する介護サービスの情報提供

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の情報提供

（2）認知症の人やその家族を支える支援体制の構築

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、認知症の人は今後ますます増加すると見込まれています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会が求められていることから、認知症の人やその家族への一層の支援を図るとともに、早い段階から関わり、認知症の人や家族の視点を重視することを基本としつつ、「共生」と「予防」を車の両輪として、それぞれの状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

【今後の方策】

認知症地域支援推進員を中心として、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携し、地域における支援体制を構築するとともに、地域包括支援センターに配置している認知症初期集中支援チームを活用し、本人やその家族の意向を十分に把握する中で、早期段階からの適切な支援を行うなど、認知症基本法等を踏まえ、各種施策を推進します。

また、認知症の人やその家族が、地域における交流や社会活動への参画、それらの活動を通じた意見表明等を行えるようチームオレンジ設置運営支援事業により引き続き支援を行います。

なお、施策の実施等に当たっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施することとされていることから、国の動向等を踏まえて必要な対応を行います。

【具体的取組】

医師や精神保健福祉相談員等による相談、訪問指導

- ・認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）
- ・認知症初期集中支援推進事業
- ・精神保健福祉推進事業（再）

地域における支援体制の構築

- ・認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）
- ・認知症オレンジサポーター養成事業（認知症等見守りメイトの養成）
- ・チームオレンジ設置運営支援事業
- ・高齢者見守り支援事業

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備
- ・認知症あんしんサポート事業
- ・はいかい老人SOSネットワークシステム（県警実施）との連携
- ・エンディングノート作成事業（再）

2 高齢者の権利擁護の推進

（1）成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった方は預貯金などの管理や介護サービスの契約などを自分ですることが難しくなる場合があることから、成年後見制度を利用するケースが増加しています。

そのような中、国においては、成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備等を目指すため、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、講ずべき主な施策として、適切な後見人等の選任や不正防止の徹底、地域連携ネットワークづくり等を掲げています。

【今後の方策】

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合は、適切な介護サービスの利用や金銭的管理などの権利擁護のために関係機関と連携し、日常生活の自立支援や成年後見制度の利用促進などを行います。

成年後見制度の利用促進に当っては、国の計画に沿って策定した成年後見制度利用促進計画を実行するため、県弁護士会など専門職団体や民間・地域関係団体などで構成する「成年後見制度推進協議会」において、適切な後見人等の選任や不正防止の徹底など、具体的な取組内容等について協議するとともに、同協議会のネットワークを活用して、支援が必要な人を適切に制度の利用に繋がります。

【具体的取組】

成年後見制度等の利用促進

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度利用促進事業（成年後見センター運營業務、成年後見制度推進協議会の運営）
- ・福祉サービス利用支援事業の広報・案内
- ・エンディングノート作成事業（再）

(2) 高齢者虐待の防止

【現状と課題】

高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大や、家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスの崩れなど、様々な要因が重なり合って発生しており、早期発見・早期対応や高齢者及び養護者への支援が必要です。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待も発生しており、研修等の実施による介護事業所等における対応力の強化が必要です。

【今後の方策】

警察など関係機関で構築されたネットワークを活用し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を行うとともに、介護事業所等に対し、養介護施設従事者等への研修実施を求めるなど、高齢者虐待防止に努めます。

【具体的取組】

高齢者虐待防止対策の推進

- ・ 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業
- ・ 高齢者虐待防止研修会の開催
- ・ 介護事業所等への指導等の実施（再）

地域包括支援センターによる権利擁護の推進

- ・ 地域包括支援センターによる権利擁護の推進

第4章 介護予防・地域支援体制の充実

1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 介護予防の充実

【現状と課題】

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、社会的な繋がりや生活力の低下といった多様な課題や不安を抱えるなど、介護予防やフレイル予防の取組を推進することが必要となっています。

【今後の方策】

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防や要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための多様なサービス提供のみならず、フレイル予防の観点から社会参加を促す等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防対策の充実を図ります。

【具体的取組】

介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ・訪問型サービス事業
- ・通所型サービス事業
- ・訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業
- ・訪問型住民主体サービス事業
- ・短期集中運動型サービス検討事業

一般介護予防事業の充実

- ・介護予防把握事業
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業
- ・一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業
- ・お達者クラブ運営支援事業
- ・健康づくり推進員支援事業
- ・よかよか元気クラブ活動支援事業
- ・高齢者いきいきポイント推進事業（再）
- ・高齢者料理教室支援事業
- ・高齢者のしおり作成事業

介護予防推進のための体制づくり

- ・地域包括支援センターの機能強化（再）
- ・地域ケア会議等の開催（再）

- ・生活支援体制整備事業（再）

65歳未満を対象とした介護予防

- ・生活習慣改善支援事業（再）
- ・個別保健指導事業（再）

（2）健康づくりの推進

【現状と課題】

肥満や運動不足、食塩のとり過ぎなど、生活習慣に課題のある人や、ストレスなどにより、こころに悩みを抱えている人が増えていることから、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりや食生活など健康的な生活習慣を確立する必要があります。

【今後の方策】

鹿児島市健康増進計画（「かごしま市民すこやかプラン」）やかごしま市食育推進計画に基づく様々な取組により、関係機関等と連携して、市民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。

【具体的取組】

市民参画による健康づくり

- ・健康増進計画推進事業
- ・受動喫煙防止対策事業
- ・働く世代の健康づくり事業
- ・地域保健活動事業

運動による健康づくり

- ・運動普及推進員支援事業
- ・都市公園健康づくり事業

食を通じた健康づくり

- ・食育推進事業
- ・食育フェスタ開催事業
- ・栄養改善対策事業
- ・食生活改善推進事業

こころの健康づくり

- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・精神保健福祉推進事業（再）
- ・自殺対策事業

温泉等を活用した健康づくり

- ・健康増進施設管理運営事業
- ・スパランド裸・楽・良管理運営事業
- ・マリニピア喜入管理運営事業
- ・高齢者すこやか温泉講座開催事業（再）

ボランティア等による健康づくり

- ・健康づくり推進員支援事業（再）
- ・運動普及推進員支援事業（再）
- ・食生活改善推進事業（再）
- ・精神保健福祉推進事業（再）

(3) 保健予防の充実

【現状と課題】

高齢化の進行やライフスタイルの変化等に伴い、がんや糖尿病などの生活習慣病やこころの病、感染症等にかかるリスクが高まることから、保健予防の充実による健康寿命の延伸、生活の質の向上に向けた取組が求められています。

【今後の方策】

健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、生活習慣病の重症化予防のための支援を行うとともに、がん検診等の体制の充実や、定期予防接種の実施などにより感染症の発生及びまん延の防止を図ります。

また、こころの病への相談支援、難病患者等への地域における療養についての施策を推進します。

【具体的取組】

受診しやすい各種検（健）診体制等の充実

- ・元氣いきいき検診事業
- ・特定健康診査事業
- ・長寿健康診査事業
- ・はり・きゅう施設利用補助
- ・人間ドック、脳ドック利用補助

正しい生活習慣を身につけるための健康教育

- ・生活習慣改善支援事業
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・すこやか長寿健康支援事業（再）

利用しやすい健康相談体制の充実

- ・生活習慣改善支援事業（再）
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・個別保健指導事業（再）
- ・すこやか長寿健康支援事業（再）

訪問指導等による個別支援

- ・個別保健指導事業
- ・健診受診者保健指導事業
- ・すこやか長寿健康支援事業（再）

感染症予防対策

- ・胸部エックス線撮影健康診断事業
- ・結核予防医療事業
- ・定期予防接種事業
- ・感染症予防医療事業

精神保健福祉対策

- ・精神保健福祉推進事業
- ・精神障害者ふれあい交流事業
- ・精神障害者相談事業
- ・精神保健福祉交流センター管理運営事業

難病患者支援対策

- ・難病患者地域支援事業
- ・難病ガイドブック作成配布事業

歯科保健対策

- ・元氣いきいき検診事業（再）
- ・歯科保健事業

2 地域包括ケアの深化・推進

（1）高齢者を地域全体で支えるための体制整備

【現状と課題】

65歳以上人口の増大と生産年齢人口の減少に伴い、少ない現役世代で多くの高齢者を支えるという構造が強まることから、高齢者を地域全体で支えあう社会を構築することが求められています。

多くの高齢者は要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けることを希望しているため、日常の生活の場において、多様なサービスを受けられる体制づくりが必要となっています。

とりわけ、自立支援・重度化防止を図るうえでは、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要となっており、地域における社会参加の実現を含め、生活の質の向上に向けたサービス提供体制のさらなる充実が求められています。

【今後の方策】

高齢者が、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者を地域全体で支えるための各種取組を推進します。

【具体的取組】

在宅医療・介護の連携推進

- ・地域の医療・介護サービス資源の把握（再）
- ・在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布（再）
- ・多職種連携会議（研修会）の開催（再）
- ・在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催（再）
- ・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催（再）
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援（再）
- ・エンディングノート作成事業（再）

介護保険サービス及び介護予防サービスの充実強化

- ・在宅サービス・地域密着型サービスの整備
- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業

自立支援・重度化防止のための体制づくり

- ・短期集中運動型サービス検討事業（再）
- ・介護サービス事業所への普及啓発
- ・地域リハビリテーション活動支援事業（再）
- ・地域ケア会議等の開催（再）
- ・在宅医療と介護の連携推進事業（再）
- ・介護サービス事業者等講演会（再）
- ・エンディングノート作成事業（再）

高齢者のニーズに応じた住宅の提供

- ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供
- ・市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備（再）
- ・優良賃貸住宅供給促進事業（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）（再）
- ・養護老人ホーム等管理費及び事業費
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業

多様な生活支援サービスの確保

- ・ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（再）
- ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）
- ・心をつなぐ訪問給食事業（再）
- ・愛のふれあい会食事業（再）
- ・生活支援体制整備事業（再）

地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築

- ・地域ケア会議等の開催（再）
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催（再）
- ・地域包括支援センターの機能強化（再）
- ・エンディングノート作成事業（再）

認知症の人やその家族への支援

- ・認知症施策推進事業
- ・認知症初期集中支援推進事業（再）
- ・認知症オレンジサポーター養成事業（再）
- ・認知症あんしんサポート事業（再）
- ・エンディングノート作成事業（再）

地域共生社会の実現に向けた取組

- ・重層的支援体制の整備（再）

（2）在宅医療・介護の連携推進

【現状と課題】

本市では、要支援・要介護認定者のうち、約5割が在宅医療を利用している、または、利用したいとの意向を示しています。

また、高齢者は、他の年代に比べて疾病治療の受療率が高く、年齢が高くなるほど要支援・要介護の認定率も高くなっていることから、医療と介護のさらなる連携が必要となっています。

【今後の方策】

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携をさらに推進します。

【具体的取組】

在宅医療・介護従事者の連携体制の構築

- ・在宅医療・介護の連携推進協議会の開催
- ・多職種連携会議（研修会）の開催
- ・在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- ・二次医療圏内の関係市町村の連携
- ・エンディングノート作成事業（再）

在宅医療に関する情報提供

- ・地域の医療・介護サービス資源の把握
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布
- ・在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催
- ・アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の普及・啓発

在宅医療・介護従事者の資質向上

- ・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催
- ・多職種連携会議（研修会）の開催（再）

認知症の人やその家族に対する支援

- ・認知症初期集中支援推進事業（再）
- ・エンディングノート作成事業（再）

（3）地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

本市では、圏域ごとに地域包括支援センターを17か所、さらにサブセンターを3か所に設置しており、地域において、高齢者やその家族への相談支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の業務を行っています。高齢者人口の増加とともに、利用者も着実に増えてきており、地域共生社会の実現に向けて、地域における役割がさらに重要となっていることから、センターの機能強化を図る必要があります。

【今後の方策】

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関であり、地域共生社会の実現に向けて、その役割はさらに重要なものとなってきていることから、圏域内の高齢者人口に応じて適切に職員を配置するなど、センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限発揮できるような体制整備と環境づくりを図ります。

【具体的取組】

地域包括支援センターの体制整備

- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・生活支援体制整備事業（再）
- ・認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）
- ・認知症初期集中支援推進事業（再）
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催
- ・職員研修の実施

地域の関係機関との連携

- ・地域ケア会議等の開催
- ・地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築
- ・エンディングノート作成事業（再）

地域包括支援センターの役割の明確化

- ・地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営

地域共生社会の実現に向けた取組

- ・重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援

（4）地域づくりの支援

【現状と課題】

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数が増加してきており、地域において支援を必要とする方への対応が、これまで以上に求められることから、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、町内会、高齢者クラブ、市民活動団体、市社会福祉協議会など地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が地域において安心して暮らせるよう、地域による福祉活動を推進

するため、「鹿児島市地域福祉計画」や「鹿児島市コミュニティビジョン」等を基本に、地域コミュニティ組織間の連携の支援や地域福祉ネットワークの推進に努めるとともに、地域住民が共に助け合い、支え合う地域づくりを支援します。

【具体的取組】

地域福祉の推進

- ・地域福祉ネットワークの推進
- ・民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進
- ・関係機関団体相互の意見交換会等の実施
- ・ボランティア活動の促進、啓発
- ・重層的支援体制の整備
- ・エンディングノート作成事業（再）

住民参加の促進

- ・老人クラブ補助金交付事業（再）
- ・生活支援体制整備事業（再）

地域福祉の関係団体の育成、支援

- ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）
- ・地域福祉推進事業
- ・社会福祉協議会補助金
- ・民生委員児童委員活動促進事業
- ・地域福祉館管理運営事業
- ・地域保健活動事業（再）
- ・コミュニティビジョン推進事業
- ・ボランティア推進校支援事業補助金

福祉への理解の促進

- ・保育所地域活動事業（世代間交流等事業）
- ・福祉読本作成事業
- ・学校における福祉、ボランティア活動
- ・地域ふれあい交流助成事業（再）
- ・すこやか長寿まつり開催事業（再）
- ・わくわく福祉交流フェア事業

関係団体との連携による保健・福祉サービスの実施

- ・お達者クラブ運営支援事業（再）
- ・すこやか長寿健康支援事業（再）

- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・愛のふれあい会食事業（再）
- ・民生委員児童委員見守り活動支援事業

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

【現状と課題】

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあることから、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな支援を実施するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施することが必要となっています。

【今後の方策】

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健康診査等のデータ分析により、地域及び高齢者の健康課題を把握し、高齢者への個別的支援や通いの場等への積極的な関与を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

【具体的取組】

地域課題の分析と対象者の把握や医療関係団体等との連携

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

- ・すこやか長寿健康支援事業
- ・訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業（再）
- ・介護予防把握事業（再）

通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

- ・すこやか長寿健康支援事業（再）
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・よかよか元気クラブ活動支援事業（再）
- ・お達者クラブ運営支援事業（再）
- ・地域リハビリテーション活動支援事業（再）
- ・一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（再）

第5章 介護サービスの充実

1 介護保険対象サービスの提供

(1) 在宅サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても在宅での生活を希望しています。そのような方が可能な限り在宅での生活を続けられるよう在宅サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

在宅サービスについては、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者に情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- ・ 訪問介護（ホームヘルプ）
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ 通所リハビリテーション（デイケア）
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 特定福祉用具販売
- ・ 住宅改修費支給
- ・ 居宅介護支援

サービス利用の促進

- ・ 住宅改修支援事業（再）
- ・ 訪問介護等利用者負担助成事業
- ・ 低所得者利用者負担助成事業

(2) 施設サービスの提供

【現状と課題】

身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設に入所する高齢者が増加しています。これに対応するため、施設への入所待機者の状況等も踏まえ、施設サービス基盤を確保する必要があります。

【今後の方策】

施設サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮しながら、必要数を確保します。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護医療院

サービス利用の促進

- ・低所得者利用者負担助成事業（再）

(3) 地域密着型サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することを希望しています。そのような方が可能な限り住み慣れた地域での生活を続けられるよう、地域密着型サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

地域密着型サービスについては、今後の利用動向等を踏まえながら、日常生活圏域において可能な限り均一にサービスが提供できるよう整備を促進します。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護

サービス利用の促進

- ・訪問介護等利用者負担助成事業（再）
- ・低所得者利用者負担助成事業（再）

2 介護サービスの質的向上

(1) 介護サービス基盤の整備の促進

【現状と課題】

令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢化はさらに進行して行くことが見込まれています。こうした中、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することを希望する高齢者や、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設入所することを希望する高齢者など、様々な介護ニーズに対応できるよう、介護サービス基盤の整備を促進する必要があります。

【今後の方策】

施設サービス・地域密着型サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を考慮し、老朽化した施設の建て替えや修繕を含む必要な整備を推進するとともに、施設入所者の生活環境の向上を図るため、利用者のニーズを考慮しながら介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等のユニット化などを促進します。

【具体的取組】

施設サービス・地域密着型サービス基盤の整備

- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業

老朽化した介護老人福祉施設等の建て替え・修繕の促進

- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）

介護老人福祉施設等のユニットケアの促進

- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）

(2) 介護人材確保・介護現場生産性向上の促進

【現状と課題】

高齢者人口の増に伴い、介護や支援を必要とする人は、今後も増加する一方、現役世代人口の減少に伴い、介護人材の不足が見込まれます。

こうした中、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、介護人材を確保するための取り組みや、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護現場の生産性向上に取り組む必要があります。

【今後の方策】

介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修や講習会を開催し、介護に携わる人の資質の向上を図るとともに、人材確保のための職場環境改善に向けた研修等を実施するなど、就労促進や早期離職の防止に努めるほか、オンライン申請システムの活用や、介護ロボットやICTの活用事例の周知など、介護現場の生産性向上の取組を推進します。また、介護職場の魅力発信などにも取り組みます。

【具体的取組】

介護人材の確保

- ・介護事業所経営力強化研修事業
- ・介護人材の確保に資する県や他団体の情報提供
- ・介護人材の確保支援と処遇改善の推進
- ・若者就職応援フェア「みらいワーク“かごしま”」開催事業

介護人材の育成

- ・ケアプラン適正化指導検討会等の開催
- ・介護人材の育成に資する県や他団体の情報提供
- ・ボランティアセンターによる人材育成の支援
- ・介護予防・生活支援サービス従事者研修
- ・地域ケア会議等の開催（再）

介護現場の生産性の向上

- ・オンライン申請システムの活用
- ・介護ロボットやICTの活用事例の周知
- ・介護事業所経営力強化研修事業（再）

指導・監査の実施

- ・サービス提供事業者への指導・監査の実施

3 サービス提供のための体制づくり

(1) 介護給付の適正化の推進

【現状と課題】

高齢化の進展に伴う介護サービスの利用者数の増加により、介護費用は増大してきています。

こうした中、介護保険制度の信頼感を高め、持続的運営を図るため、利用者に過不足のない適切な介護サービスを提供する必要があります。

【今後の方策】

ケアプラン作成技術の向上等を図るため、介護給付調査指導員による指導や、専門職によるケアプランの点検を行います。

また、住宅改修給付の適正化を図るため、住宅改修調査員による調査等を行います。

このほか、介護サービス事業者を対象とした講演会を開催するなど、介護給付の適正化を図ります。

【具体的取組】

介護給付の適正化

- ・要介護認定の適正化
- ・介護給付調査指導員の配置
- ・介護保険住宅改修調査員の配置
- ・ケアプランの点検
- ・介護給付費の通知
- ・介護サービス事業者等講演会の開催
- ・縦覧点検と医療情報の突合

(2) 広報・相談体制の充実

【現状と課題】

介護サービス需要の増加・多様化に伴い、介護サービスのニーズも複雑化しています。

このような中、サービス利用者の一人ひとりの異なるニーズに応え、疑問や不満、不安の解消を図り、介護保険を利用しやすい環境を整えるため、広報・相談体制の充実が必要となっています。

【今後の方策】

高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護サービスをはじめ、高齢者保健福祉の各種サービスの情報提供を行うとともに、苦情・相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。

【具体的取組】

広報体制の充実

- ・制度周知用パンフレットの作成
- ・インターネットを活用した情報の提供
- ・市民のひろば等による広報
- ・サービス事業者ガイドブックの作成
- ・介護サービス情報公表システム（厚生労働省運用）の活用

相談体制の充実

- ・高齢者福祉相談員による相談体制の推進
- ・介護保険相談員の配置
- ・介護サービス相談員の派遣
- ・保健福祉総合相談・案内窓口事業
- ・認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）（再）
- ・地域包括支援センター等各種関係機関における相談支援

苦情等への対応

- ・県・国民健康保険団体連合会など関係機関との連携

医療機関等関係機関との連携強化

- ・救急市民講座開催事業
- ・地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築（再）
- ・認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）
- ・在宅医療と介護の連携推進事業（再）

(4) 介護保険サービスの見込量の 基本的な考え方について

介護保険サービスの見込量の基本的な考え方（案）について

1. 人口の推計

第8期計画と同様に、第9期計画期間も、住民基本台帳の人口を基にしたコーホート要因法により人口を推計する。

コーホート要因法とは

同年又は同期間に出生した集団（コーホート）について、基準年次の生死（出生率、生残率）、移動（転出、転入）率等に基づいて、個々の指標を仮定して将来の人口変化を推計する方法

2. 施設・居住系サービス基盤の確保

第8期計画期間については、利用実績や入所待機者の状況のほか、制度改正（介護医療院の創設等）なども踏まえた上で、必要な施設・居住系サービス基盤の確保を図ってきている。

第9期計画期間についても、利用実績や入所待機者の状況などを踏まえ、引き続き、必要なサービス基盤を確保していく。

3. サービス見込量の設定について

※ 具体的な算出方法は次のとおり

【サービス利用者数の見込み方】

①「要支援・要介護認定者数」の見込み

40歳以上の推計人口を基に、直近の要支援・要介護認定者の出現率等を参考に推計

②「施設・居住系サービス利用者数」の見込み

令和5年度の利用実績やこれまでの施設整備・入所待機者の状況などを考慮して推計

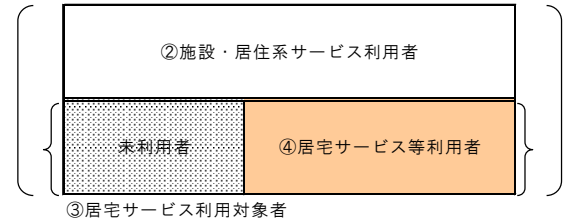
③「居宅サービス利用対象者数」の見込み

「居宅サービス利用対象者数」＝①「要支援・要介護認定者数」－②「施設・居住系サービス利用者数」

④「居宅サービス等利用者数」の見込み

「居宅サービス等利用者数」＝③「居宅サービス利用対象者数」×サービス利用率※
※サービス利用率は第8期計画期間の各サービスごとの伸びにより算定

①要支援・要介護認定者



③居宅サービス利用対象者

【サービス量の見込み方】

◆施設・居住系サービスの見込量

②「施設・居住系サービス利用者数」から、各年度におけるサービス種類ごとのサービス見込量を推計する。

◆居宅サービス等の見込量

④「居宅サービス等利用者数」にサービスごとの利用割合、平均利用回数等と乗じるとともに、その他の考慮すべき要素を踏まえ、各年度におけるサービス種類ごとの見込量を推計する。

(例：通所リハビリテーションのサービス見込量)

④居宅サービス等利用者見込み

× 令和5年度の通所リハビリテーションサービス利用割合
(通所リハビリテーションサービスの利用者数
÷ 居宅サービス等利用者数)

× 令和5年度の通所リハビリテーションサービスの1人あたり平均利用回数
(通所リハビリテーションサービスの利用回数
÷ 通所リハビリテーションサービスの利用者数)

給付費の見込については、前述したサービス見込量に、令和5年度実績から算出される平均給付額を乗じて算出し、今後予定されている介護報酬改定を考慮して見込む。